



一般廃棄物処理業許可証

住 所 東京都国立市矢川三丁目23番地の11
氏 名 株式会社リスト 代表取締役 遠藤 重雄
電話番号 042-572-1300

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

国立市における廃棄物等の発生の抑制、循環的な利用の促進及び適正な処分の確保に
関する条例第60条第1項の規定による許可を受けた者であることを証する。

国立市長 永見 理夫



許可の種類 一般廃棄物収集運搬業

許可の年月日 令和6年4月1日

許可の有効期限 令和8年3月31日

1. 事業の範囲 一般廃棄物の種類 事業系ごみ
家庭系一時多量ごみ等

収集・運搬・処分の区別 収集及び運搬
作業場所 国立市内

2. 許可の条件 裏面のおり

3. 許可の更新・変更の状況

平成4年度新規登録

平成5・6・7・8・9・10・12・14・16・18・20・22・24・26・28・30・令和2・4・6年度更新

国立市における廃棄物等の発生の抑制、循環的な利用の促進及び適正な処分の確保に関する条例第60条第1項の許可（収集運搬業）を受けた者は、同条第5項の規定により、下記の条件を遵守しなければならない。

記

1. 国立市の一般廃棄物処理業（収集運搬業）の許可を受けた業者（以下「許可業者」という。）が取り扱うことのできる事業系一般廃棄物の種類は、紙くず、厨芥及び事業所から排出される一般家庭に準じるもの（以下「廃棄物」という。）とする。ただし、廃棄物の処理についてはリサイクルを優先し、市の指示する処理場（以下「処理場」という。）への搬入は極力減らすこと。
2. 市域外で排出された廃棄物を処分するために、市域内に搬入してはならない。
3. 廃棄物の収集先に変更がある場合は、事前に市に報告しなければならない。
4. 業務に係る実績を一般廃棄物処理業務実績報告書により、業務を行った月の翌月10日までに、報告しなければならない。
5. 許可業者が収集及び運搬を行った廃棄物は、原則として処理場に搬入する。なお、処理場へ廃棄物を搬入する際には、収集先が発行する「国立市一般廃棄物管理票」（マニフェスト）を提出しなければならない。
6. 廃棄物を収集し、及び運搬する際に、可燃ごみと不燃ごみ（焼却不適ごみを含む。）を混載してはならない。また、産業廃棄物も同一車両に混載してはならない。
7. 処理場に廃棄物を搬入する車両は、事前に市に登録する。登録台数は必要最小限とし、登録車以外でのごみの搬入はできない。
8. 処理場に廃棄物を搬入する際は、作業員はヘルメットを着用するなどの安全対策を講じなければならない。
9. 申請内容に変更があった際は、速やかに届け出ること。
10. この許可証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。また、許可期限が切れたとき、業を廃止したとき及び許可を取り消されたときは、直ちに返還しなければならない。